

令和6年度 道市連携海外展開推進事業（道産品の輸出販路開拓・拡大事業）
欧米市場販路開拓業務
企画提案指示書

1 目的

道産食品の輸出拡大に向けて、道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」（以下、「委託者」という）において、道内企業の進出が途上である欧米市場を対象に、ワークショップやバイヤー招へい商談会などを実施し、新たなターゲット市場の開拓や輸出品目の拡大を図る。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和7年3月7日（金）まで

4 対象国・地域

米国、EU

5 委託業務の内容

道産食品（道内で製造又は加工されたもの全般を指す。以下同じ。）の欧米販路開拓に向け、次の業務を実施すること。なお、提案に当たっては、令和5年度に委託者が実施した「EU市場販路開拓可能性調査」の結果を踏まえた内容とすること。

（1）欧米市場展開ワークショップ

ア 対象分野：道産食品

イ 実施時期：令和6年11月頃

ウ 実施場所：札幌市内（会場は委託者と協議の上決定すること）

エ 参加企業数：輸出に取り組む道内企業10～15社程度（企業募集の具体的な方法についても提案書に記載すること）

オ 実施内容：欧米市場に挑戦する企業の掘り起こし、（2）で実施する商談において成約率向上に資するようなワークショップを実施すること。ワークショップでは、一般的な欧米市場分析・輸出規制や現地への食べ方提案に関する個別レクチャー、参加企業が自社商品について専門家等に個別相談し、現地目線によるアドバイスを受けられる機会提供なども含めることとし、提案書に記載すること。

（2）欧米バイヤー招へい商談会、視察会

ア 対象分野：道産食品

イ 実施時期：令和6年12月頃

ウ 実施場所：（商談会）札幌市内（視察会）北海道内

エ 参加企業数：輸出に取り組む道内企業15社～20社程度（（1）参加企業を含める）

オ 招へいバイヤー数：米国向けバイヤー2社以上、EU向けバイヤー2社以上、合計5社以上を招へいすること。招へいする欧米バイヤーの拠点は日本国内、海外を問わないが、米国向け・EU向けそれぞれ最低1社は、日本国内に拠点を持つ輸出商社のバイヤーを招へいすること。また、商談を希望する全ての道内企業が参加できるよう、招へいバイヤー数を決定することとし、招へいを予定するバイヤーについて、具体名を提案書に記載すること。また、招へいするバイヤー選定の際は、ジェトロの海外プロモーション事業やジェトロが行う「Japan Street」事業など、貿易支援機関等によるプラットフォームも活用すること。

カ 実施内容：欧米バイヤー（日本国内、海外問わない）を札幌に招へいし、商談会を実施すること。また、道内食関連企業の生産・製造現場視察会も併催すること。その他、「1 目的」を達成するために効果的な実施内容があれば、提案書に記載すること。

(3) 参加企業への対応（商談前後のフォローアップ実施）

ア 実施期間：商談準備開始から事業期間終了（令和7年3月7日）まで

イ 実施内容：商談実施にあたり、参加企業の輸出経験や知識レベルに合わせたサポートを行うこと。商談前には、参加企業が商談に向けた事前準備ができるよう、マッチングしたバイヤーについて情報提供するなどの商談成約率向上に資する支援を実施すること。

また、商談後は、現地バイヤーや参加企業の求めに応じ、商談成約を目指した輸出手続等の支援を行うこと。想定する支援メニューは次のとおりであるが、これら以外について、成約に資する項目があれば提案に含めること。

（想定する支援メニュー）

- ・商談における資料作成のサポート
- ・商談における資料翻訳
- ・商談バイヤーに関する情報提供
- ・継続商談時の通訳
- ・輸出手続に係る支援
- ・サンプル送付手続支援
- ・物流企業等との仲介 ほか

(4) アンケートの実施

上記業務終了後は、招へいバイヤー及び参加企業に対し、商談結果等に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

(5) 事業報告書の作成

(1)～(4)の実施結果について、次の成果品を委託者に提出すること。

- ・事業報告書及び概要版事業報告書
- ・概要版はA4版10ページ程度（サマリー1枚、概要10枚以内）とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとすること。また、対外的にプレゼンテーションが可能な資料として整理すること。
- ・事業報告書の内容は、委託者と協議して決定すること。

(6) 成果品の提出

以下の成果品を委託契約期間内に提出すること。

(5)の事業報告書及び概要版事業報告書（紙媒体（A4版）：2部、電子データ：1式）

(7) その他

事業実施に当たっては、委託者と随時協議しながら進めること。

6 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

- (イ) 市区町村税
- (ウ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- (エ) 消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務執行体制の適格性

ア 執行体制

- ・業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。

イ 積算の考え方

- ・事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。

ウ 事業実施スケジュール

- ・業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

(2) 企画提案の適合性

ア 欧米市場展開ワークショップは、欧米市場に挑戦する道内企業のニーズを踏まえた内容になっており、かつワークショップの後に実施する欧米バイヤー招へい商談会における商談成約率向上に資する実効的・具体的な手法となっているか。

イ 欧米バイヤー招へい商談会及び視察会は、道産食品の欧米市場参入の可能性を探るための効果的な手法となっているか。

ウ 商談前後に参加企業への対応（フォローアップ）を実施することで、商談成約率の向上、ひいては道産食品の輸出拡大に資する実効的・具体的な手法となっているか。

8 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

9 予算上限額（消費税を含む）

11,789千円

10 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

- ・道税（道が賦課徴収するものに限る。）
- ・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）
- ・本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

(届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書(別記第20号様式))

- ・健康保険法第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法第27条の規定による届出
- ・雇用保険法第7条の規定による届出

(キ) 登記事項証明書(登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、写し可)

(ク) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書。直前2期分)

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和6年7月10日(水)午後5時00分(必着)

エ 提出場所

〒060-8611 札幌市中央区北2条西1丁目

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局(札幌市経済観光局産業振興部産業振興課)

電話 011-211-2392

担当 高井、田中

オ 提出方法

持参又は郵送(必着、簡易書留に限る)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(別添様式2)

(イ) 業務実施に要する経費見積価格(税込み価格)及びその内訳書(自由様式)

イ 提出部数

8部(2部は提案者名を記載したもの。残り6部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること)

ウ 提出期限

令和6年7月17日(水)午後5時00分(必着)

エ 提出場所

(1) エに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送(必着、簡易書留に限る)

1.1 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

事前に不参加を決定した場合は、7月15日(月)午後5時までに上記10(1)エの担当窓口へ連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を収集するための窓口
10(1)エに同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えるときには、「7 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名
公表する。